令和９年１月24日執行

軽井沢町長選挙

選挙公営のしおり

軽井沢町選挙管理委員会

目次

1　選挙公営とは……1
2　選挙公営の種類……1
3　公費負担の前提となる事項……1
4　選挙運動用自動車の使用に係る公費負担……3
5　選挙運動用ビラの作成費の公費負担……5
6　選挙運動用ポスターの作成費の公費負担……6
7　手続と時期……7
8　公費負担フロー図……10
9　各種様式（記載例）……13

１　選挙公営とは

選挙公営制度は、お金のかからない選挙のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図るために採用された制度で、候補者が行う特定の選挙運動に係る経費について、公費で負担するとしたものです。

各候補者と事業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」、「選挙運動用ポスターの作成」、「選挙運動用ビラの作成」の各有償契約について、軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和２年軽井沢町条例第19号）（以下「条例」という。）で定められた限度額の範囲内で町が各事業者等に費用を支払うものとなります。

２　選挙公営の種類

⑴　選挙運動用自動車の使用

契約の種類によって、以下の２種類に分かれます。

ア　ハイヤー契約方式（一般乗用旅客自動車運送業者との契約）

自動車、燃料の供給及び運転手を一括して契約する方式となり、１日当たりの使用料について、限度額の範囲で公費負担を行います。

イ　個別契約方式（ハイヤー契約方式以外）

自動車の借入れ、燃料の供給及び運転手の雇用を個別に契約する方式となり、自動車の借入料、燃料代、運転手の雇用費用について、限度額の範囲で公費負担を行います。

⑵　選挙運動用ビラの作成

１枚当たりの作成費について、限度額の範囲で上限枚数（最高5,000枚）まで公費負担を行います。

⑶　選挙運動用ポスターの作成

１枚当たりの作成費について、限度額の範囲で上限枚数（最高149枚）まで公費負担を行います。

３　公費負担の前提となる事項

⑴　有償契約の締結

候補者と事業者等との間で、有償契約の締結が必要です。

⑵　契約書等の作成

契約書等の作成が必要です。

⑶　契約届出書等の提出（詳細は、８頁を御確認ください）

契約をした際は、立候補の届出後直ちに、町選挙管理委員会に契約届出書の提出が必要です。その際、⑵で作成した契約書等の写しを添付してください。

⑷　確認申請（詳細は、８頁を御確認ください）

一部の契約については、当該契約に係る金額又は枚数が、公費負担の対象となる範囲内であることの確認を受ける必要があります。

⑸　一定の得票数

公費負担は、供託物を没収されない候補者のみが受けることができます。軽井沢町長選挙においては、得票数が有効投票総数×10分の１に達する場合となります。したがって、選挙期日後でないと公費負担を受けられるかどうか確定しませんので、御注意ください。

4　選挙運動用自動車の使用に係る公費負担

⑴　契約方式

公費負担の対象となる選挙運動用自動車の使用に係る契約方式は、次のいずれかの方式です。

ア　一般運送契約（ハイヤー方式）

道路運送法に基づき、国土交通大臣の免許を受けて一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者との契約であり、燃料の供給及び運転手込みで自動車を借り入れる契約方式です。いわゆる「ハイヤー方式」といわれるものです。

イ　個別契約方式

自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について個別に契約を締結する方式です。

なお、契約の相手方が候補者と生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う場合に限り、対象となります。いずれも契約ごとに届出をしてください。

⑵　公費負担の限度額

ア　一般運送契約（ハイヤー方式）

１日当たりの上限単価は、64,500円です。

【公費負担の限度額】64,500円×５日間＝322,500円（税込）

※　同一の日において一般運送契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限ります。

※　無投票の場合は、１日（告示日）分が公費負担の対象になります。

イ　個別契約方式

以下の契約の相手方が、候補者と生計を同じくする親族である場合は、支払いの対象となりません。（その親族が当該契約に係る業務を自己の業としている場合を除く）

限度額は、次の⑺～⑼により算出された金額となります。

※　無投票の場合は、自動車、運転手については１日（告示日）分が、燃料の供給については当該契約に基づき供給された燃料の代金（7,700円限度）が公費負担の対象になります。

⑺　自動車の借入れ（レンタル方式）

１日当たりの上限単価は、16,100円です。

【公費負担の限度額】16,100円×５日＝80,500円（税込）

※　同一の日において自動車借入れ契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１台の選挙運動用自動車に限ります。

⑻　燃料の供給

【公費負担の限度額】38,500円（税込）（7,700円×５日）

※　１日当たりの上限額の定めはありません。

※　この場合は、選挙運動用自動車に供給した燃料の代金のみが対象となりますから、選挙運動用自動車燃料代確認申請書を町選挙管理委員会に提出してください。確認後選挙運動用自動車燃料代確認書を交付しますので、この確認書を直ちに燃料供給業者に提出してください。

㈦　運転手の雇用

１日当たりの上限単価は、12,500円です。

【公費負担の限度額】12,500円×５日＝62,500円（税込）

※　同一の日において２人以上の運転手が雇用される場合には、当該候補者が指定するいずれか１人の運転手に限ります。

⑶　公費負担の支払

選挙期日後に、契約の相手方である事業者等から提出された請求書に基づき、町がそれぞれの事業者等に直接支払います。事業者等は、請求書（選挙運動用自動車の使用・軽井沢町長あて）に選挙運動用自動車使用証明書（燃料供給業者にあっては当該証明書のほかに選挙運動用自動車燃料代確認書）を添えて、町選挙管理委員会に提出してください。

5　選挙運動用ビラの作成費の公費負担

選挙運動用ビラ作成の公費負担の額は１枚当たりの作成単価×作成枚数で算出します。ただし、公費負担される単価及び枚数にはそれぞれ上限があります。なお、上限に満たない場合は、実際に要した単価及び枚数により算出した額が公費負担の限度となります。

⑴　公費負担の限度額

公費負担の限度額は、候補者１人について、次の算式で得られた選挙運動用ビラの１枚当たりの作成単価に町選挙管理委員会が確認した当該選挙運動用ビラの作成枚数を乗じて得た金額です。

ア　上限枚数　5,000枚

イ　上限単価　８円38銭

【公費負担の限度額】８円38銭×5,000枚＝41,900円（税込）

⑵　作成枚数の確認

町選挙管理委員会の確認を受けるには、選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書を提出してください。確認後、選挙運動用ビラ作成枚数確認書を交付しますから、この確認書を直ちにビラ作成業者に提出してください。なお、ビラの作成業者が複数の場合には、作成業者ごとに別々に提出してください。

⑶　公費負担の支払

選挙期日後に、契約の相手方である事業者等から提出された請求書に基づき、町がそれぞれの事業者等に直接支払います。事業者等は、請求書（選挙運動用ビラ作成・軽井沢町長あて）に選挙運動用ビラ作成証明書及び選挙運動用ビラ作成枚数確認書を添えて、町選挙管理委員会に提出してください。

6　選挙運動用ポスターの作成費の公費負担

選挙運動用ポスター作成の公費負担の額は１枚当たりの作成単価×作成枚数で算出します。ただし、公費負担される単価及び枚数にはそれぞれ上限があります。なお、上限に満たない場合は、実際に要した単価及び枚数により算出した額が公費負担の限度となります。

⑴　公費負担の限度額

公費負担の限度額は、候補者１人について、次の算式で得られた選挙運動用ポスターの１枚当たりの作成単価に町選挙管理委員会が確認した当該選挙運動用ポスターの作成枚数を乗じて得た金額です。

ア　上限枚数　149枚

イ　上限単価　1,178円

【公費負担の限度額】1,178円×149枚＝175,522円（税込）

（参考）上限単価の計算式（１円未満の端数は切上げ）
上限単価：（586円88銭×ポスター掲示場数＋88,000円）÷ポスター掲示場数
※ポスター掲示場数　149箇所

⑵　作成枚数の確認

町選挙管理委員会の確認を受けるには、選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書を提出してください。確認後、選挙運動用ポスター作成枚数確認書を交付しますから、この確認書を直ちにポスター作成業者に提出してください。なお、ポスター作成業者が複数の場合には、事業者ごとに別々に提出してください。

⑶　公費負担の支払

選挙期日後に、契約の相手方である事業者等から提出された請求書に基づき、町がそれぞれの事業者等に直接支払います。事業者等は、請求書（選挙運動用ポスター作成・軽井沢町長あて）に選挙運動用ポスター作成証明書及び選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添えて、町選挙管理委員会に提出してください。

7　手続と時期

⑴　有償契約の締結（及び履行）【告示日前でも可】

候補者と相手方の事業者等との間で有償契約を締結します。相手方はそれぞれのサービス等の提供を業としている者に限られます。ただし、選挙運動用自動車の使用の個別契約（自動車の借入れ・燃料代・運転手の雇用）の場合は、業としていない相手方でも対象となります。相手方が候補者と生計を同じくする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行う者でなければ、公費負担の対象とはなりません。

⑵　契約締結の届出・確認申請【告示日以降】

契約を締結した候補者は、立候補届出の際に（告示日以降に契約を締結した場合は締結後直ちに）契約届出書と契約書の写しを、町選挙管理委員会に提出します。

下記アについては契約の届出と同時に確認申請が必要です。

ア　確認申請が必要なもの

・選挙運動用自動車の燃料代…公費負担の限度額内であることの確認

・選挙運動用ビラの作成……作成上限枚数内であることの確認

・選挙運動用ポスターの作成…作成上限枚数内であることの確認

イ　確認申請の方法

・確認申請書は契約の相手ごとに作成してください。

・確認申請書は候補者又はその代理人が直接持参してください。

・確認申請書の写し又は控えを保管するようにしてください。

確認申請を２回以上に分けて行う場合、すでに確認を受けた金額（枚数）を記載する必要があります。

ウ　確認書の受領

・申請に基づき町選挙管理委員会から確認書を交付します。

・受領した確認書は、直ちに事業者等に提出してください。

確認書は、事業者等が⑷の支払請求をする際に請求書に添付する必要があります。

＜契約締結の届出・確認申請の際に必要な提出書類＞

<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">公費負担の種類</th><th colspan="3">提出書類（候補者→町選挙管理委員会）</th></tr>
<tr><th colspan="2">契約届出書</th><th>契約書の写し</th><th>確認申請書</th></tr>
<tr><td rowspan="4">選挙運動用自動車の使用</td><td colspan="2">一般運送契約（ハイヤー方式）</td><td colspan="2">○
＜D－1＞</td><td rowspan="4">○</td><td rowspan="2">不要</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個別契約</td><td>自動車の借入れ契約</td><td rowspan="3">○
＜D－1＞</td><td rowspan="3">契約の相手方が候補者と生計を同じくする親族である場合は、その親族が当該契約に係る業務を業として行う者に限る</td></tr>
<tr><td>燃料供給契約</td><td>○
＜D－4＞</td></tr>
<tr><td>運転手の雇用契約</td><td>不要</td></tr>
<tr><td colspan="3">選挙運動用のビラ作成</td><td colspan="2">○
＜D－2＞</td><td>○
＜D－5＞</td></tr>
<tr><td colspan="3">選挙運動用ポスターの作成</td><td colspan="2">○
＜D－3＞</td><td>○
＜D－6＞</td></tr>
</table>

※　「○」は提出必要、「＜＞」は様式番号。

※　公費負担制度を利用しない場合、上記書類の提出は不要です。

≪契約書の写し≫

契約書の写しとは、必ずしも契約書という名称を有する書類の写しである必要はありません。契約の内容（契約期間、契約数量、契約単価、契約金額、仕様等）及び候補者の申込みの意思と事業者の承諾の意思とが書面上に明らかにされていれば有効です。契約書の様式に定めはありませんので、任意の様式で作成してください。

≪燃料供給契約についての注意≫

燃料供給契約については、給油のつど、事業者等から自動車登録番号又は車両番号（事業者等の手書き可）、供給した日付・量・金額が記載された「給油伝票」を受領してください。「給油伝票」の原本は保管し、写しを⑶の使用証明書とあわせて事業者等に提出してください。

なお、この「給油伝票」の写しは、事業者等が町に対して⑷の支払請求をする際に請求書に添付する必要があります。

⑶　作成（使用）証明書の事業者等への提出【実績確定後】

候補者は有償契約を締結した事業者ごとに「作成（使用）証明書」を作成し、事業者等に提出します。

なお、この「作成（使用）証明書」は、事業者等が町に対して⑷の支払請求をする際に請求書に添付する必要があります。

⑷　支払請求【令和９年２月24日まで】

経費の請求は、選挙期日後に、候補者と契約を締結した事業者等が行います。あらかじめ候補者から事業者等に、お支払いまでの手続きの流れを御説明ください。

請求書に基づいて、口座振込により町から事業者等へ直接お支払いします。

≪選挙運動費用収支報告書についての注意≫

選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成費は、公費負担を受けた場合であっても「選挙運動費用収支報告書」に、支出として全額計上（記入）する必要があります。なお、選挙運動用自動車の使用については記載不要です。

＜支払請求の際に必要な提出書類＞

公費負担の種類			提出書類（事業者等→町選挙管理委員会）			
			確認書	作成（使用）証明書	請求書	請求内訳書
選挙運動用自動車の使用	一般運送契約（ハイヤー方式）		不要	○ ＜D－７①＞	○ ＜D－10＞	○ ＜D－10＞ 別紙その１
	個別契約	自動車の借入れ契約	不要	○ ＜D－７①＞	○ ＜D－10＞	○ ＜D－10＞ 別紙その２
		燃料供給契約	○ ＜D－４＞	○ ＜D－７②＞	○ ＜D－10＞	○ ＜D－10＞ 別紙その３
		運転手の雇用契約	不要	○ ＜D－７③＞	○ ＜D－10＞	○ ＜D－10＞ 別紙その４
選挙運動用のビラ作成			○ ＜D－５＞	○ ＜D－８＞	○ ＜D－11＞	○ ＜D－11＞ 別紙
選挙運動用ポスターの作成			○ ＜D－６＞	○ ＜D－９＞	○ ＜D－12＞	○ ＜D－12＞ 別紙

※　「○」は提出必要、「＜＞」は様式番号。

※　「確認書」と「作成（使用）証明書」は候補者から事業者等に提出したもの。

8　公費負担フロー図

・選挙運動用自動車（自動車・運転手）

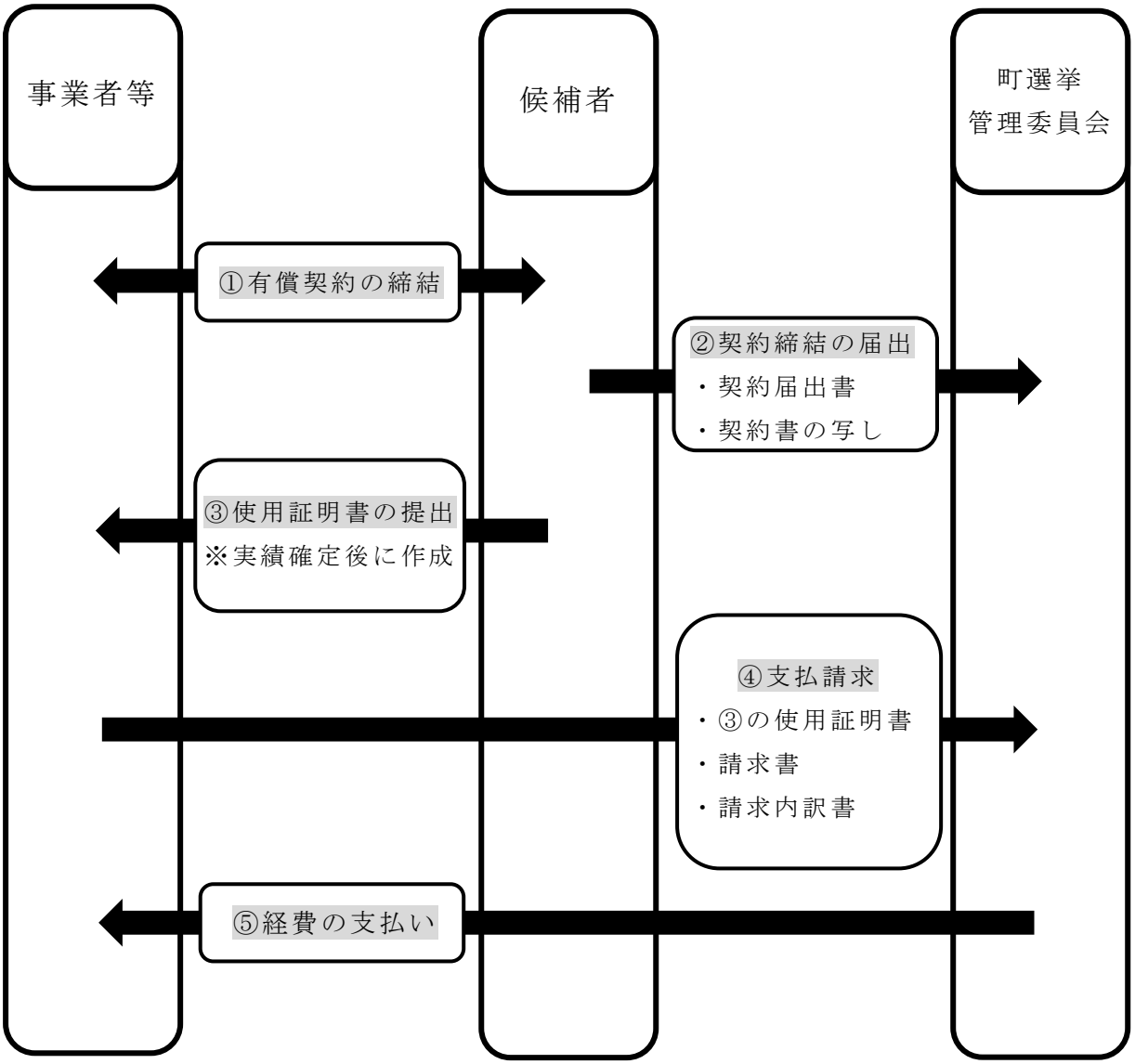

・供託物が没収される候補者の経費については、④の支払請求をすることができません。

・個別契約の燃料供給契約

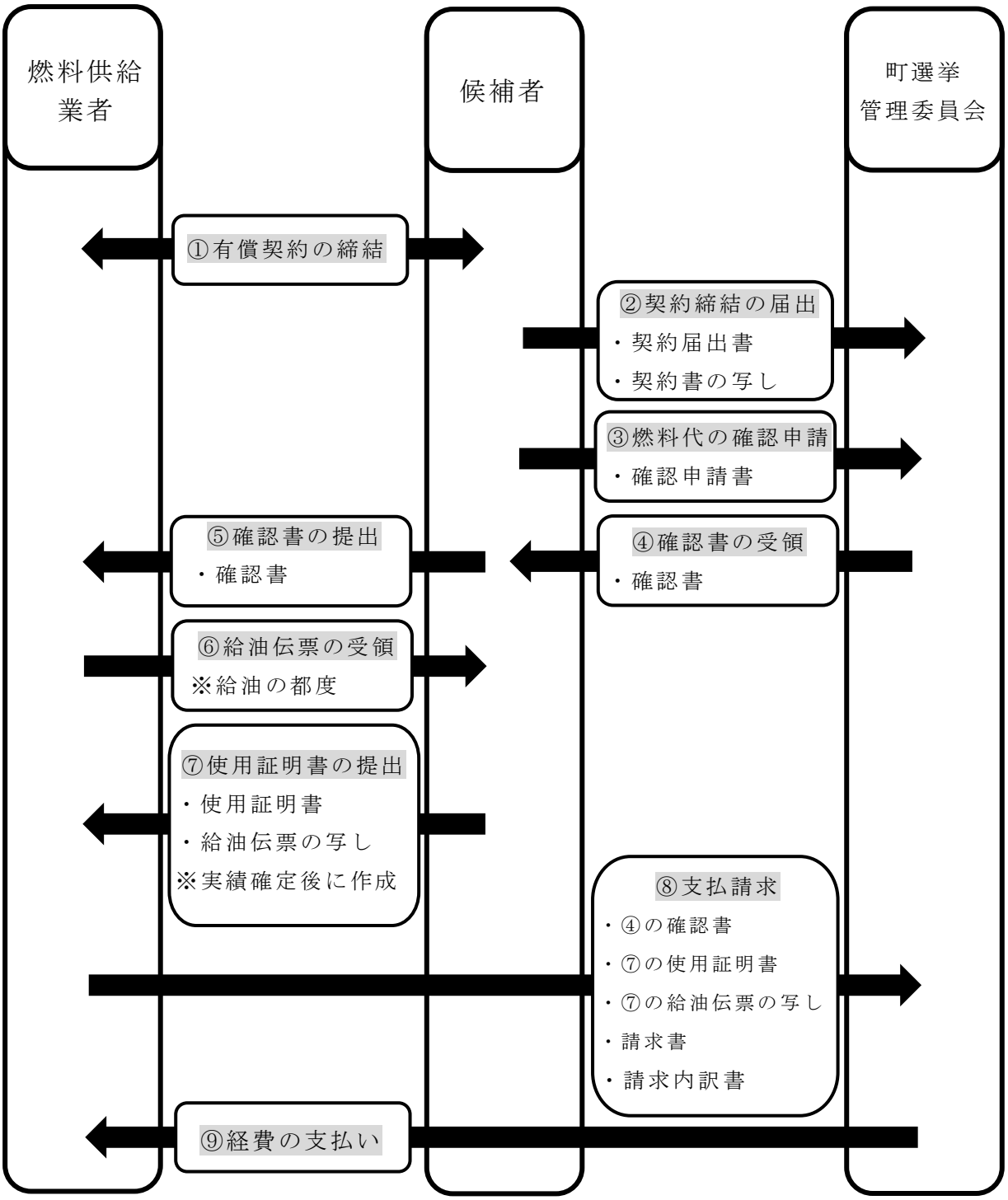

・③の確認申請は、複数の事業者と契約する際は事業者ごとに行ってください。
・提出した確認申請書は必ずコピーを保管してください。
・すでに確認済みの金額がある場合、前回までの累積金額を記載する必要があります。
・供託物が没収される候補者の経費については、⑧の支払請求をすることができません。

・選挙運動用ビラ及びポスターの作成

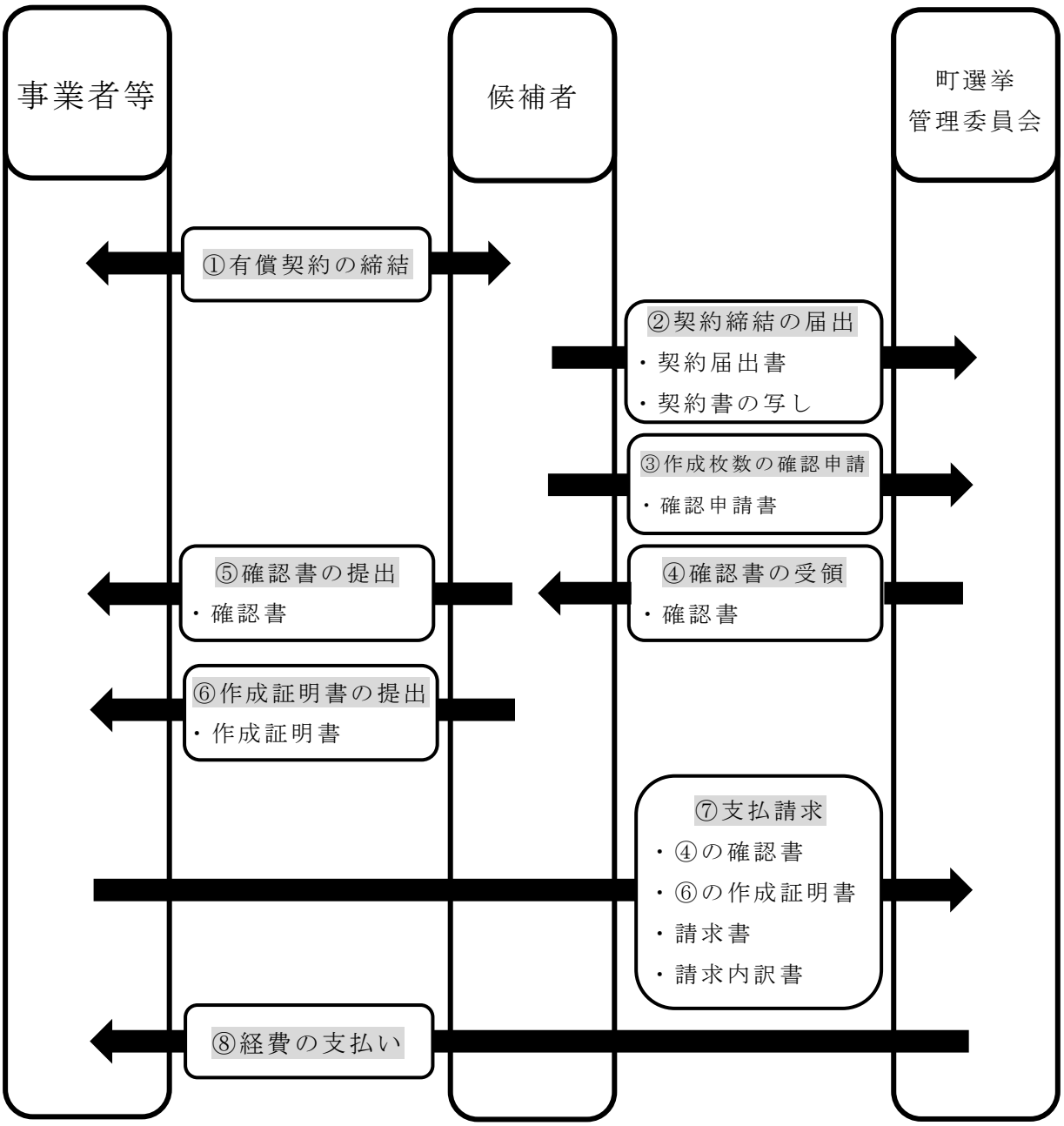

・③の確認申請は、複数の事業者と契約する際は事業者ごとに行ってください。
・提出した確認申請書は必ずコピーを保管してください。
・すでに確認済みの枚数がある場合、前回までの累積枚数を記載する必要があります。
・供託物が没収される候補者の経費については、⑧の支払請求をすることができません。

９　各種様式（記載例）

（様式Ｄ－１）

選挙運動用自動車の使用の契約届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

軽井沢町選挙管理委員長　様

候　補　者
氏　名　　*軽井沢　太郎*

令和９年１月 24 日執行の軽井沢町長選挙において選挙運動用自動車の使用の契約を締結したので、軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第３条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

１　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
年　月　日		～	円	

２　１に掲げる契約以外の場合（前記１の場合は記載不要）

	契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称	契約内容		備考
			借入れ期間等	契約金額	
自動車の借入れ	令和〇年〇月〇日	*〇〇県〇〇市〇〇番地*	〇/〇～〇/〇	〇〇〇〇円	
		契約相手の名称			
燃料の購入	令和〇年〇月〇日	*〇〇県〇〇市〇〇番地*	*（車両番号）*	〇〇〇〇円	*170 円/ℓ（税込）*
		契約相手の名称	長野〇〇わ〇〇-〇〇		
運転手の雇用	令和〇年〇月〇日	*〇〇県〇〇市〇〇番地*	雇用期間 〇/〇～〇/〇	〇〇〇〇円	
		契約相手の名称			

備考
１　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
２　２の「契約内容」欄の「借入れ期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入れ期間を、「燃料の購入」にあっては燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
３　「燃料の購入」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください。（なお、２の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載しても差し支えありません。）

添付する契約書について

契約に関する書面の写しは、必ずしも「契約書」という名称を有する書類の写しに限りません。（例：「借受書」「貸渡書」「承諾書」等でも問題ありません）

※ただし、契約書等には、次の内容が記載されている必要があります。
①有償契約であること
②契約期間の記載があること
③契約金額（内訳金額を含む）
④車両が特定（車種、登録番号等）されていること
⑤契約年月日の記載があること
⑥借受人が候補者であること
⑦候補者の申込意思と業者の承諾意思とが書面上明らかになっていること。

なお、オプション（ルーフキャリア、スピーカー等）の付帯料金については、公費負担の対象となりません。

（様式Ｄ－２）

ビラ作成契約届出書

令和〇年〇月〇〇日

軽井沢町選挙管理委員長　様

候　補　者
氏　名　　*軽井沢　太郎*

令和９年１月 24 日執行の軽井沢町長選挙においてビラ作成契約を締結したので、軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第７条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称	契約内容		
		作成契約枚数	作成契約金額	１枚当り単価
令和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇番地 契約相手の名称	5,000 枚	35,000 円	7 円

備考　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

（様式Ｄ－３）

ポスター作成契約届出書

令和〇年〇〇月〇〇日

軽井沢町選挙管理委員長　様

候　補　者
氏　名　　*軽井沢　太郎*

令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙においてポスター作成契約を締結したので、軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第10条の規定により下記のとおり届け出ます。

記

契約年月日	契約の相手方の住所及び氏名又は名称	契約内容		
		作成契約枚数	作成契約金額	１枚当り単価
令和〇年〇月〇日	〇〇県〇〇市〇〇番地 契約相手の名称	170 枚	170,000 円	1,000 円

備考　契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

（様式Ｄ－４）

自動車燃料代確認申請書

令和〇年〇月〇〇日

軽井沢町選挙管理委員長　様

候　補　者
氏　名　　*軽井沢　太郎*

令和９年１月 24 日執行の軽井沢町長選挙において、軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条第２号イの規定による確認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

１　契　約　年　月　日		令和〇年〇月〇〇日
２　契約の相手方	（１）　氏名又は名称	契約相手の名称
	（２）　住　　所	〇〇県〇〇市〇〇番地
	（３）　法人の場合は代表者の氏名	代表〇〇〇〇
３　燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号		長野〇〇わ〇〇－〇〇
４　確　認　申　請　金　額		（B）と同額　3,400　円

区　　分	購入金額	左のうち確認済又は確認申請金額
前回までの累積金額（A）	0　円	0　円
今回の購入金額（B）	3,400　円	４と同額　3,400　円
燃料代計（A）＋（B）	3,400　円	3,400　円
備　　考		

備考

１　この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

２　この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に候補者から軽井沢町選挙管理委員会に提出してください。

３　「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

４　「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額も含めて記載してください。

５　無投票となった場合の公費負担は、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

（様式Ｄ－５）

ビラ作成枚数確認申請書

令和〇年〇月〇〇日

軽井沢町選挙管理委員長　様

候　補　者
氏　名　　*軽井沢　太郎*

令和９年１月 24 日執行の軽井沢町長選挙において、軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定による確認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

１　契　約　年　月　日		令和〇年〇月〇〇日
２　契約の相手方	（１）　氏名又は名称	契約相手の名称
	（２）　住　　所	〇〇県〇〇市〇〇番地
	（３）　法人の場合は代表者の氏名	契約相手の名称
３　確　認　申　請　枚　数		（B）と同額　5,000 枚

区　　分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	0 枚	0 枚
今　回　の　枚　数（B）	5,000 枚	３と同額　5,000 枚
枚　数　計（A）＋（B）	5,000 枚	5,000 枚
備　　考		

備考

１　この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

２　この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から軽井沢町選挙管理委員会に提出してください。

３　「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

（様式Ｄ－６）

ポスター作成枚数確認申請書

令和〇年〇月〇〇日

軽井沢町選挙管理委員長　様

候　補　者
氏　名　　*軽井沢　太郎*

令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙において、軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので下記のとおり申請します。

記

１　契　約　年　月　日		令和〇年〇月〇〇日
２　契約の相手方	（１）　氏名又は名称	契約相手の名称
	（２）　住　　所	〇〇県〇〇市〇〇番地
	（３）　法人の場合は代表者の氏名	契約相手の名称
３　確　認　申　請　枚　数		１４９枚　（B）と同数

区　　分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数（A）	枚	枚
今　回　の　枚　数（B）	１７０枚	１４９枚　３と同数
枚　数　計（A）＋（B）	１７０枚	１４９枚
備　　考		

備考

１　この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

２　この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に候補者から軽井沢町選挙管理委員会に提出してください。

３　「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数も含めて記載してください。

（様式Ｄ－７①）（自動車用）

選挙運動用自動車使用証明書

令和〇年〇〇月〇〇日

候　補　者
氏　名　　*軽井沢　太郎*

令和９年１月 24 日執行の軽井沢町長選挙において、下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

記

運送等契約区分（該当する番号に〇印をしてください。）	1　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 2　上記１に掲げる契約以外の場合		
運送事業者等の住所、氏名又は名称	〇〇県〇〇市〇〇番地　　契約相手の名称　代表〇〇〇〇		
車種及び自動車登録番号又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備　　考
長野〇〇わ〇〇－〇〇	令和９年１月１９日	15,000 円	
〃	令和９年１月２０日	15,000 円	
〃	令和９年１月２１日	15,000 円	
〃	令和９年１月２２日	15,000 円	
〃	令和９年１月２３日	15,000 円	
	年　月　日	円	

備考

1　この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

2　運送事業者等が軽井沢町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、軽井沢町に支払を請求することはできません。

4　同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約（「運送等契約区分」欄の１）とそれ以外の契約（「運送等契約区分」欄の２）とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

5　同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により２台以上の選挙運動用自動車が使用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１台に限られますので、その指定をした１台のみについて記載してください。

6　４の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び５の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、軽井沢町に支払を請求することはできません。

7　無投票となった場合の公費負担は、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

8　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車１台につき１日当たり次の金額までです。

（１）　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円

（２）　（１）以外の場合　　16,100円

（様式Ｄ－７②）（燃料用）

選挙運動用自動車使用証明書

令和〇年〇〇月〇〇日

候　補　者
氏　名　　*軽井沢　太郎*

令和９年１月 24 日執行の軽井沢町長選挙において、下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

記

燃料供給業者	住　　所	〇〇県〇〇市〇〇番地		
	氏　　名	契約相手の名称　代表〇〇〇〇		
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	燃料供給量	燃料供給金額	備　考
令和９年１月 19 日	長野〇〇わ〇〇-〇〇	２０Ｌ	3,400 円	
令和９年１月 20 日	〃	２０	3,400	
令和９年１月 21 日	〃	２０	3,400	
令和９年１月 22 日	〃	２０	3,400	
令和９年１月 23 日	〃	２０	3,400	

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給業者ごとに別々に作成し、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。

２　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

４　燃料供給業者が軽井沢町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。

５　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、軽井沢町に支払を請求することはできません。

６　公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

７　公費負担の限度額算出日数

（１）　無投票となった場合は、立候補届出をした日から無投票が確定した日までです。

（２）　一般乗用旅客自動車運送事業者との契約が締結されており、その自動車を使用された場合は、その日数を除いた日数です。

（様式Ｄ－７③）（運転手用）

選挙運動用自動車使用証明書

令和○年○○月○○日

候　補　者
氏　名　　*軽井沢　太郎*

令和９年１月 24 日執行の軽井沢町長選挙において、下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

記

運　転　手	住　　所	○○県○○市○○番地	
	氏　　名	○○○○	
運　転　年　月　日		報　酬　の　額	備　　考
令和９年１月 19 日		１２，５００円	
令和９年１月 20 日		１２，５００	
令和９年１月 21 日		１２，５００	
令和９年１月 22 日		１２，５００	
令和９年１月 23 日		１２，５００	

備考

１　この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。

２　「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

３　運転手が軽井沢町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

４　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、軽井沢町に支払を請求することはできません。

５　同一の日において２人以上の選挙運動用自動車の運転手を雇用した場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する１人に限られていますので、その指定をした１人のみについて記載してください。

６　候補者が指定した運転手以外の運転手は、軽井沢町に支払を請求することができません。

７　無投票となった場合の公費負担は、立候補届出をした日から無投票が確定した日までとなります。

８　公費負担の限度額は、１日につき12,500円までです。

（様式Ｄ－８）

ビラ作成証明書

令和〇年〇月〇〇日

候　補　者
氏　名　　*軽井沢　太郎*

令和９年１月 24 日執行の軽井沢町長選挙において、下記のとおりビラを作成したものであることを証明します。

記

ビラ作成業者	住　所	〇〇県〇〇市〇〇番地
	氏名又は名称	契約相手の名称
	法人の代表者の氏名	代表　〇〇〇〇
作　成　枚　数		５，０００　枚
作　成　金　額		３５，０００　円

備考

１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

２　ビラ作成業者が軽井沢町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、軽井沢町に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（１）　枚数

①軽井沢町議会議員選挙　1,600 枚　　②軽井沢町長選挙　5,000 枚

（２）　限度額

単価（８円 38 銭まで）×確認された作成枚数（前号に掲げる枚数まで）
＝限度額

（様式Ｄ－９）

ポスター作成証明書

令和〇年〇月〇〇日

候　補　者
氏　名　　*軽井沢　太郎*

令和９年１月 24 日執行の軽井沢町長選挙において、下記のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

記

ポスター作成業者	住　　所	〇〇県〇〇市〇〇番地
	氏名又は名称	契約相手の名称
	法人の代表者の氏名	代表　〇〇〇〇
作　成　枚　数		１７０　枚
作　成　金　額		１７０，０００　円
ポスター掲示場数		１４９　箇所

備考

１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

２　ポスター作成業者が軽井沢町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

３　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、軽井沢町に支払を請求することはできません。

４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数、単価及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

（１）　枚数
　　ポスター掲示場数に相当する枚数

（２）　単価の限度額

$$\frac{88,000\text{円}+586\text{円}88\text{銭}\times\text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}=\text{単価の限度額}$$

（１円未満の端数は切り上げ）

（３）　限度額
　　作成単価（単価の限度額を上限とする。）×確認された作成枚数＝限度額

（様式Ｄ－10）

令和〇年〇月〇〇日

請　　求　　書
（選挙運動用自動車の使用）

軽井沢町長　　様

住　　所　〇〇県〇〇市〇〇番地
氏　　名　運転雇用者名
電話番号　〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙において、軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請求金額　〇〇〇〇　円
２　内　　訳
（１）　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約　〇〇〇〇　円
（２）（１）以外の者との契約
ア　自動車の借入れ　〇〇〇〇　円
イ　燃　　料　　代　〇〇〇〇　円
ウ　運　　転　　手　〇〇〇〇　円
別紙請求内訳書のとおり
３　令和９年１月 24 日執行　　軽井沢町長選挙
４　候補者氏名
５　振　込　先　　上記の金額を下記預金口座に振り込んでください。

金　融　機　関	〇〇〇　銀行・金庫・信組・農協　〇〇　本・支店（所）
ふ　り　が　な	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
口　座　名　義	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
口　座　番　号	当座　・　普通

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代を請求するときは、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第７号）第13条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第36条の17第１項第４号若しくは第36条の18第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
２　候補者が供託物を没収された場合には、軽井沢町に支払を請求することはできません。
３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られます。

別紙その１

請　　求　　内　　訳　　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）

候　補　者　氏　名　*軽井沢　太郎*

使用年月日	（A）運送金額	（B）基準限度額	請 求 金 額	備　　考
令和９年１月19日	64,000円	64,500 円	64,000円	
令和９年１月20日	64,000	64,500	64,000	
令和９年１月21日	64,000	64,500	64,000	
令和９年１月22日	64,000	64,500	64,000	
令和９年１月23日	64,000	64,500	64,000	
計	320,000	322,500	320,000	

備考　「請求金額」欄には、（A）又は（B）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

別紙その２

請　　求　　内　　訳　　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候　補　者　氏　名　*軽井沢　太郎*

（ア）　自動車の借入れ

使用年月日	（A）借入金額	（B）基準限度額	請 求 金 額	備　　考
令和９年１月19日	15,000円	16,100円	15,000円	
令和９年１月20日	15,000	16,100	15,000	
令和９年１月21日	15,000	16,100	15,000	
令和９年１月22日	15,000	16,100	15,000	
令和９年１月23日	15,000	16,100	15,000	
計	75,000	80,500	75,000	
備考　「請求金額」欄には、（A）又は（B）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。				

別紙その３

請　　求　　内　　訳　　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候　補　者　氏　名　*軽井沢　太郎*

（イ）　燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	（A）販売金額	（B）基準限度額	請求金額	備　　考
令和９年１月19日	長野〇〇わ〇〇-〇〇	3,400円			
令和９年１月20日	長野〇〇わ〇〇-〇〇	3,400			
令和９年１月21日	長野〇〇わ〇〇-〇〇	3,400			
令和９年１月22日	長野〇〇わ〇〇-〇〇	3,400			
令和９年１月23日	長野〇〇わ〇〇-〇〇	3,400			
計		17,000円	38,500円	17,000円	

備考

１　「基準限度額」の計には、確認書に記載された額の合計を記載してください。

２　「請求金額」の計には、（A）の計又は（B）の計のうち、いずれか少ない方の額を記載してください。

３　「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。

別紙その４

請　　求　　内　　訳　　書

（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）

候　補　者　氏　名　*軽井沢　太郎*

（ウ）　運転手

雇用年月日	（A）報　酬	（B）基準限度額	請 求 金 額	備　　考
令和９年１月19日	12,500円	12,500円	12,500円	
令和９年１月20日	12,500	12,500	12,500	
令和９年１月21日	12,500	12,500	12,500	
令和９年１月22日	12,500	12,500	12,500	
令和９年１月23日	12,500	12,500	12,500	
計	62,500	62,500	62,500	

備考　「請求金額」欄には、（A）又は（B）のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

（様式Ｄ－11）

令和〇年〇月〇〇日

請　　求　　書
（ビ　ラ　の　作　成）

軽井沢町長　　様

住　　所　〇〇県〇〇市〇〇番地
氏　　名　会社名　代表者名
電話番号　〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

令和９年１月24日執行の軽井沢町長選挙において、軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第８条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請求金額　　３５，０００　円

２　内　　訳
別紙請求内訳書のとおり

３　令和９年１月24日執行　軽井沢町長選挙

４　候補者氏名　*軽井沢　太郎*

５　振　込　先　　上記の金額を下記預金口座に振り込んでください。

金融機関	〇〇〇　(銀行)・金庫・信組・農協　〇〇本・(支店)（所）
ふりがな	ふ　り　が　な
口座名義	〇〇〇〇〇〇〇〇〇
口座番号	当座　・　(普通)

備考
１　この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
２　候補者が供託物を没収された場合には、軽井沢町に支払を請求することはできません。
３　この請求書には、作成したビラの見本１枚（２種類の場合には各１枚）を添付してください。

別紙

請　求　内　訳　書

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 A×B＝C	単価 D	枚数 E	金額 D×E＝F	単価 G	枚数 H	金額 G×H＝I	
7円	5000枚	35,000円	8.38円	5000枚	41,900円	7円	5000枚	35,000円	

備考

1　D欄には、８円38銭を記載してください。

2　E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3　G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

4　H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

（様式Ｄ－12）

令和〇年〇月〇〇日

請　　求　　書
（ポ　ス　タ　ー　の　作　成）

軽井沢町長　　様

住　　所　〇〇県〇〇市〇〇番地
氏　　名　会社名　代表者名
電話番号　〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

令和９年１月 24 日執行の軽井沢町長選挙において、軽井沢町議会議員及び軽井沢町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第 11 条の規定により、次の金額の支払を請求します。

１　請 求 金 額　　１４９，０００　円

２　内　　訳
　別紙請求内訳書のとおり

３　令和９年１月 24 日執行　軽井沢町長選挙

４　候補者氏名　　*軽井沢　太郎*

５　振　込　先　　上記の金額を下記預金口座に振り込んでください。

金　融　機　関	〇〇〇 銀行・金庫・信組・農協　〇〇〇 本・支店（所）
ふ　り　が　な	ふ　り　が　な
口　座　名　義	〇〇〇〇〇〇〇〇
口　座　番　号	当座　普通

備考
１　この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
２　候補者が供託物を没収された場合には、軽井沢町に支払を請求することはできません。

別紙

請　求　内　訳　書

ポスター掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 A×B=C	単価 D	枚数 E	金額 D×E=F	単価 G	枚数 H	金額 G×H=I	
149	1000円	170枚	170,000円	1178円	149枚	175,522円	1000円	149枚	149,000円	
計		170	170,000		149	175,522		149	149,000	

備考

1　「ポスター掲示場数」の欄には、ポスター作成証明書のポスター掲示場数欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2　D欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{88,000\text{円}+586\text{円}88\text{銭}\times\text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}=\text{単価（１円未満の端数は切り上げ）}$$

3　E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4　G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5　H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。